



消費税転嫁対策特別措置法の 概要等について

平成31年6月
中小企業庁

(1) 消費税転嫁対策特別措置法の概要

- 平成26年4月及び平成31年10月の消費税率の引上げに際し、**消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的**に、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じる。

● 転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

【対象事業者】

(ア)**特定事業者**：①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品等の供給を受ける
法人事業者

(イ)**特定供給事業者**：①大規模小売事業者に継続して商品等を供給する事業者、②資本金等の
額が3億円以下である事業者、③個人事業者等

【禁止行為】

○**特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。**

- ①減額、②買ったたき、③購入強制・役務の利用強制、④利益提供の強制、
⑤税抜価格での交渉の拒否、⑥報復行為

(2) 消費税転嫁対策の取組状況

- 公正取引委員会と連携し、①監視・取締り対応の強化策、②広報・相談対応の強化策を一体的に実施するとともに、消費税転嫁対策の取組状況を公表。
- 監視体制を強化するため、全国に409名配置していた転嫁Gメンを、今年度から65名増員している。

①主な監視・取締り対応強化策（平成25年10月～平成31年2月末） 公正取引委員会、経済産業省

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

（単位：件）

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注4）	措置請求
11,210	6,151	4,600 (169)	47 (10)	12

（注1）調査着手、立ち入り検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）（ ）内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	指導	勧告	合計	シェア
減額	190	4	194	4.1%
買いたたき（注5）	4,204	47	4,251	89.0%
役務利用・利益提供の要請	72	0	72	1.5%
本体価格での交渉の拒否	260	0	260	5.4%
合計（注6）	4,726	51	4,777	100%

（注5）買いたたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

（単位：件）

業種	指導	勧告	合計	シェア
建設業	676	4	680	14.6%
製造業	1,037	1	1,038	22.3%
情報通信業	606	6	612	13.2%
運輸業 （道路貨物運送業等）	263	1	264	5.7%
卸売業	303	1	304	6.5%
小売業	368	10	378	8.1%
不動産業	155	8	163	3.5%
技術サービス業 （広告・建築設計業等）	323	0	323	7.0%
学校教育・教育支援業	124	3	127	2.7%
その他（注8）	745	13	758	16.3%
合計	4,600	47	4,647	100%

（注7）複数業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上。

（注8）「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、娯楽業等である。

（最近多い業種） 翻訳・通訳、出版、IT、建設・建築、エステ、運送

表4 消費税転嫁状況の月次モニタリング調査の実施（30年12月調査結果概要）

	全て転嫁 できている	一部を転嫁 できている	全く転嫁で きていない	その他
事業者間取引（B to B）	87.3%	4.8%	2.4%	5.5%
消費者向け取引（B to C）	75.4%	9.9%	4.2%	10.5%

○**転嫁Gメンによるパトロールの実施**（平成30年9月末実績）

- ・事業者団体等に対する訪問活動（6,719件）
- ・スーパーやドラッグストア等に対する出張相談（14,252件実施）
- ・商工会、商工会議所の経営指導員等との人的ネットワークの構築（3,155件実施）
- ・信用金庫、信用組合に対する訪問（780件実施）

②主な広報・相談対応策

○**広報対応**

- ・消費税転嫁にかかる広報・啓発を目的とした各種フォーラム、シンポジウム、セミナー開催
- ・手引き及びマニュアルを作成し、全国の事業者へ配布（約184万部を配布済）

○**相談対応**

- ・WEB上に機密性にも配慮した申告情報受付窓口を設置
- ・中小企業4団体に相談窓口を設置(2,324ヶ所)し、約196万件の相談対応を実施。
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を約2万3千回実施、約54万人が参加。

(3) 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

- 「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）は、親事業者による下請事業者に対する **優越的地位の濫用行為を取り締まるための法律**。
- 独占禁止法における優越的地位の濫用の認定には時間を要するため、迅速に是正を図っていくために、昭和31年に補完法として制定。
- 「取引内容」と「資本金区分」によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。

【親事業者の義務】

- (1) 注文書の交付義務（法第3条）
- (2) 書類作成・保存義務（法第5条）
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- (4) 遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1)) 及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

【親事業者の禁止行為】

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) **下請代金の支払遅延の禁止**
- (3) **下請代金の減額の禁止**
- (4) 返品 of 禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

この2つの下請法違反が全体の8割を占めています！

(4) 下請法の運用状況

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めるため、下請代金法で①報告徴収権（書面調査等）及び②立入検査権が付与

中小企業庁

書面調査

親事業者 44,620社
下請事業者 204,752社 ※1

うち、下請事業者からの
相談・申告
179件

立入検査等

親事業者に立入り

指導文書

親事業者7,646社に指導文書
を发出

改善指導

親事業者867社に改善指導を
書面により実施

公正取引委員会への 措置請求・公表

重大な違反行為に対し
1件実施

公正取引委員会
による勧告・公表

例えば、
不当減額等については、
返還を指導しており、
親事業者270社から
約2.5億円
を返還等させました。

※数字は29年度実績

11の禁止行為、書面交付義務の
違反状況を踏まえ立入検査先を
選定します。

※1 平成29年度追加調査として、平成30年7月に発送した、下請事業者129,825社への書面調査を含む。

(5) 下請取引適正化のための普及啓発

- 下請取引適正化の普及啓発のため、様々な講習会やセミナー等を開催

下請適正取引等の推進のためのガイドライン説明会

- 業種別に適正な取引のルールを分かりやすく解説した下請ガイドラインの説明会を実施。
- 平成29年度の開催回数は170回（受講者：3,625名）。

下請取引適正化推進講習会

- 11月「下請取引適正化推進月間」に併せ、親事業者の調達担当者等を対象とした下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する講習会を全国47都道府県で実施。
- 平成29年度の開催回数は29回（受講者数：3,360名）。

下請取引改善講習会

- 製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業に属する下請取引のある親事業者の外注（購買）業務を担当・管理している方々を主対象とした下請代金法等の解説を実施（基礎コース）するとともに、より詳細な下請代金法の解説や下請取引にかかる社内体制整備の解説（実践コース）を実施。
- 平成29年度の開催回数は407回（受講者数：7,923名）。

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー

- 11月の「下請取引適正化推進月間」に合わせ、下請代金法に関する有識者からの基調講演や親事業者の取組事例を紹介するシンポジウム・セミナーを全国で開催。
- 平成29年度は全国8か所で開催（受講者数：1,136名）。

(参考①) 中小企業予算・税制のポイント

(31当初：1,117億円 30補正：2,634億円)

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

【30補正 50億円／31当初 74億円(69億円)】

- 「法人」向け事業承継税制の抜本拡充に続き、「**個人事業者**」向け事業承継税制を創設。
- 第三者への承継支援強化。(支援センターの体制強化、データベースの抜本拡充)

税 個人版事業承継税制【創設】

予算 プッシュ型事業承継支援、事業承継補助金【50億円】<30補正>

予算 事業承継に関する適正な助言、マッチング支援【70億円(69億円)】

②生産性向上・人手不足対策

【30補正 1,205億円／31当初 369億円(319億円)】

- 「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」を一体的に措置)。(**「中小企業生産性革命推進事業**
- 「ものづくり・商業・サービス補助金」・「持続化補助金」の**当初予算化**を実現。

予算 中小企業生産性革命推進事業【1,100億円】<30補正>

予算 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【50億円(新規)】(当初)

予算 自治体連携型持続化補助金【10億円(新規)】(当初)

③災害からの復旧・復興、強靱化

- 平成30年7月豪雨、台風21号等、北海道胆振東部地震について、グループ補助金や持続化補助金等を措置。
- 中小企業の**防災・減災対策(強靱化)**の支援。

税 中小企業防災・減災投資促進税制【創設】

予算 中小企業等強靱化対策【15億円】<30補正>

④経営の下支え、事業環境の整備

- 軽減税率対応**(レジ導入補助金の基金を積み増し)(対象事業の拡大、補助率を2/3→3/4に引上げ等)
- 事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策、取引適正化対策
- 働き方改革実現に向けた支援(専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化)
- 中小企業の経営指導(経営発達支援計画等)、資金繰り支援(政策金融・信用保証、マル経)

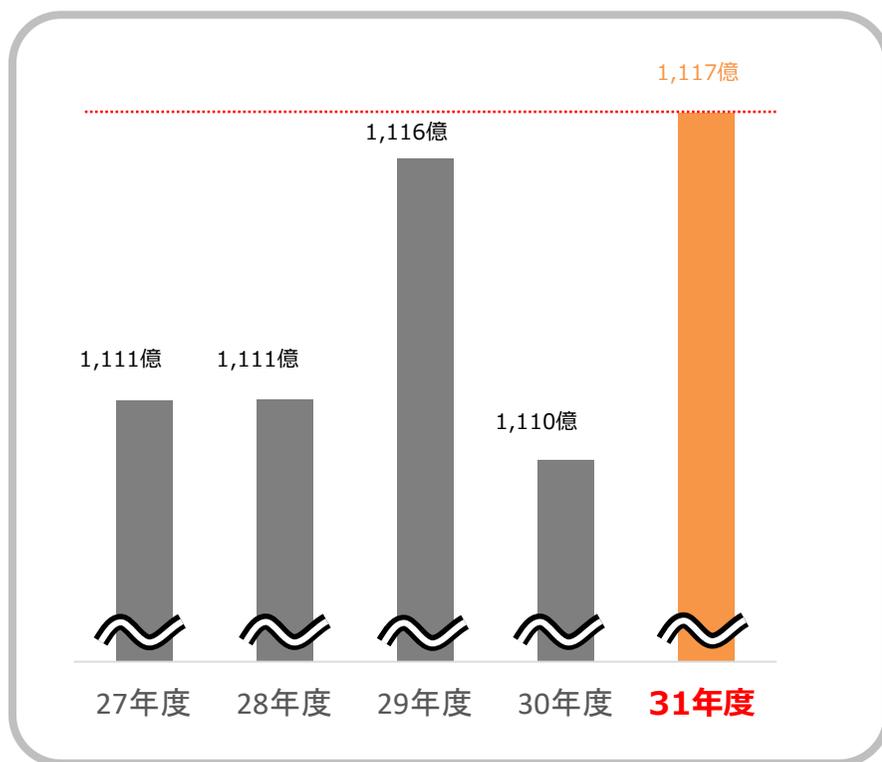
(参考②) 中小企業対策費の仕上がり

- 過去5年間で最大の規模の予算を措置。

H31当初予算**1,117億円**を措置、H30補正予算**2,634億円**を措置。

(うち一次補正**556億円**、二次補正**2,078億円**)

(参考1) 当初予算 過去5年間の推移



(参考2) 補正予算 過去5年間の推移

